

放置自転車等対策業務委託（蒲田駅周辺）公募型プロポーザル実施要領

1 目的

区内で放置自転車が一極集中している蒲田駅周辺において、事業者から放置自転車対策のノウハウについての提案を受け、業務実施することで、効果的・効率的な放置自転車対策を行い、蒲田駅周辺の放置自転車を削減するため。

2 業務概要

(1) 件名

放置自転車等対策業務委託（蒲田駅周辺）

(2) 業務場所

蒲田駅東西口の放置禁止区域・区営駐輪場、第3保管所、コールセンター
各対象施設の開庁時間及び所在地については、以下のとおりである。

なお、業務時間については下表に示す時間を原則とし、記載された時間を超える業務を行う可能性がある場合は、提案書に記載すること。

No.	場所名	業務時間	所在地
1	蒲田駅放置禁止区域	原則8時30分から16時30分まで ※上記以外の時間に業務を行う場合は、区と協議すること。	仕様書別紙8参照
2	区営自転車等駐輪場 ※撤去業務のみ	区から指示があった場合	仕様書別紙1ー表②参照
3	第3保管所	10時から19時（返還業務は11時から）	大田区平和の森公園2番先
4	コールセンター	8時30分から19時	区と協議すること。なお、設置場所は大田区からのアクセスが容易な場所とする。

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

(3) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、令和11年3月31日を限度として契約更新の可能性があること、ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況、同規模での事業継続決定等の条件により契約更新を保証するものではない。

(5) 事業限度額（令和8年度分）

74,802,200 円（税込み）

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とし、共同事業体による参加を認める。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由とその導入効果

(1) 蒲田駅周辺の放置自転車の現状と地区割

蒲田駅周辺は、区内の他の駅と比較し、放置台数、撤去台数が多いという課題がある。以下の表のとおり、蒲田駅のみで、放置台数・撤去台数ともに、他の地域基盤整備各課の管轄ごとの台数より高い数字となっている。

このことから、現状、蒲田駅周辺に放置自転車が一極集中しているとともに、放置自転車対策を実施するにあたり、人員、資源を多く費やしている状況が伺える。

このような状況の中で、蒲田駅周辺の放置自転車の台数をより削減するためには、蒲田駅にフォーカスした業務委託の中で、より効果的・効率的な対策を実施する必要がある。

【令和7年度における放置台数・撤去台数の比較表】

	蒲田駅	第一課管内	第二課管内（蒲田駅周辺除く）	第三課管内
駅の数	1 駅	10 駅	11 駅	13 駅
放置台数	109 台	72 台	72 台	75 台
撤去台数	5,255 台	2,878 台	2,627 台	1,211 台

駅の数：整備場駅を除く

放置台数：「駅前放置自転車等の現況と対策（令和7年度版）」より抜粋

撤去台数：令和7年度における実際の撤去台数から算出

(2) プロポーザル方式により受託候補者を選定することによる導入効果

プロポーザル方式により、以下のような事項について、事業者のノウハウを活かした提案を受け業務に取り込むことで、蒲田駅周辺の放置自転車対策を効果的・効率的に実施することができる。

- ア 業務実施計画書の策定とそれに基づいた業務実施能力及び業務改善
- イ 効果的な巡回頻度・巡回方法の決定
- ウ 放置自転車対策に関する運搬車両や資材、物品の選択・調達・使用
- エ 従来からの警告・撤去というやり方では対処できない放置自転車等への対策
- オ その他放置自転車対策に資する取組

5 担当課

大田区都市基盤整備部都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 7 階 22 番窓口）

電話 03-5744-1390 FAX 03-5744-1527

E-mail toshikan@city.ota.tokyo.jp

6 事業候補者決定までのスケジュール（予定）※

内 容	期 日
応募書類受付	令和8年6月24日（水）から 令和8年7月24日（金） 17時まで
質問の受付	令和8年6月24日（水）から 令和8年7月7日（火） 17時まで
質問に対する回答	令和8年7月16日（木）以降
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年7月31日（金）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年8月7日（金） 午後 予定
第二次審査結果通知	令和8年8月13日（木） 以降

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

7 応募方法

(1) 提出資料

- ア 提出書類一覧表（様式1） 1部
- イ 応募申出書（様式2） 1部
- ウ 提案書表紙（様式3） 1部
- エ 会社概要書（様式4） 1部

オ 業務実績書（様式5） 1部

本事業に類似する事業を記入すること。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

カ 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

様式は任意とする。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

キ 見積書 1部

令和8年度、令和9年度、令和10年度の金額が分かる形で作成すること。

ク 東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

ケ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

(2) 提出方法

ア 持参の場合

- ・土日祝日を除く9時から17時までに持参すること。
- ・事前に電話にて予約すること。
- ・「5 担当課」に記載した窓口を持参すること。

イ 郵送の場合

- ・郵送する旨を事前に連絡すること。
- ・期間内必着で、簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。
- ・封書表面に、「放置自転車等対策業務委託（蒲田駅周辺）事業者選定 関係書類在中」と記載すること。
- ・「5 担当課」に記載した住所に郵送すること。

(3) 提出期限

令和8年7月24日（金）17時まで

(4) 参加資格の欠格事由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

8 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

なお、ページ数は50ページ（両面印刷で25枚）以内とし、本編にはページ番号を付与すること。

No	項目	内容
1	提案全体像・業務体制	・提案の方向性や全体像が大田区の方針に即しているか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・蒲田駅周辺の放置自転車対策を実施するにあたっての成果指標 ・提案内容に即した業務体制になっているか。
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区における放置自転車対策に関する業務の受託実績 ・東京都特別区の他自治体における放置自転車対策に関する業務の受託実績
3	大田区の放置自転車の現状への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲田駅周辺を始めとした大田区の放置自転車の現状について、データ・現場状況に基づいた理解・分析
4	委託内容（１） 「蒲田駅周辺放置自転車対策実施計画書の作成」について	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し頻度 ・記載内容の遂行能力 ・データの活用方針など
5	委託内容（２）（３） 「放置自転車等の警告に関する業務」、「放置自転車等の撤去・運搬に関する業務」について	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回頻度や巡回方法、トラックの運用方法などの実施方法 ・その他、独自提案
6	委託内容（４） 「放置自転車等の防止に向けた啓発関連業務」について	<ul style="list-style-type: none"> ・警告・撤去といった従来の業務フローでは対処できなかった放置自転車等に対する対策 ・設置物や啓発物品など、その他独自提案
7	委託内容（５）（６） 「自転車等の保管・返還に関する業務」、「引取りのない自転車等の処分に関する業務」について	<ul style="list-style-type: none"> ・保管、返還などの基本的な保管所業務を円滑に行うための提案 ・その他、独自提案
8	委託内容（７） 「問合せ・苦情・陳情に関する業務」について	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策に関する一般的な問い合わせ、苦情、陳情への対応方法 ・複雑な問い合わせ、苦情、陳情対応のノウハウ ・その他、独自提案
9	個人情報・金銭の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、機密情報、金銭の取り扱いに関する方針や認証など

（３）注意事項

ア 企画提案書は、日本工業規格 A 4 版とし、任意書式にて作成すること。

イ 審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。

ウ 企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

エ 提案を取り下げの場合は、辞退届（様式6）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

オ 業務実績の記載にあたっては、令和4年度から令和8年度までの5年間における大田区での実績、他自治体での実績を、区別して記載すること。

カ システムを活用した業務実施について提案を行う際は、仕様書別紙9「システム概要資料」に記載された内容をもとに、提案を行うこと。

9 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式7）を上記「5 担当課」宛に電子メールで提出すること。

電子メールの件名に「放置自転車等対策業務委託（蒲田駅周辺）事業者選定 質問事項【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月7日（火）17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

ア 公開場所

大田区ホームページ

イ 公開期間

令和8年7月16日（水）以降

10 審査方法

(1) 候補者の選定は、「放置自転車等対策業務委託（蒲田駅周辺）事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案資料を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面及び電子メールで通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定

しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和8年8月7日（金）に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当事業者に別途通知する。

イ 提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 説明者は当委託業務の実務担当者が行うこととする。

エ プレゼンテーションの時間は20分、質疑応答は20分程度とする。

オ 審査項目は次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション

（イ）質疑応答

（ウ）全体評価

11 選定結果の通知・公表

- （1）選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に適した候補者を1社選定する。
- （2）選定結果は、参加事業者に対し書類にて通知し、大田区ホームページで公表する（令和8年8月中旬発送予定）。

12 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

13 その他

- （1）プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- （2）提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- （3）企画提案書に記載した実施体制・担当者は、特段の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- （4）企画概要について必要に応じて公表することがある。
- （5）企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- （6）提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。